

## 公表用要約データ

論文題目：デモクラシーの哲学的基礎づけについて

氏名：福家 佑亮

本論文「デモクラシーの哲学的基礎づけについて」は、デモクラシーのみを正当化する根拠や理由を見つけ出すことを最終的な目的とする。以下では、本論文の要旨を序論と章ごとに要約して記す。

### 序論

まず序論では、近年の英米圏で急速に進みつつあるデモクラシーの哲学的正当化に関する議論の先行研究について、その概略を与えた。そこでは、基本的な対立軸として、デモクラシーを帰結主義的な観点から正当化する道具主義 (instrumentalism) と、内在的価値などの非帰結主義的な根拠や理由からデモクラシーの正当化を試みる非道具主義 (non-instrumentalism)、この2つの立場が存在することを確認した。そして、本論の立場が非道具主義の陣営に属することを明確化したうえで、分配的正義論で有力な立場となっている関係的平等主義 (relational egalitarianism) の知見を用いることで、デモクラシーの正当化を試みると主張した。

### 第1章「デモクラシー、エピストクラシー、ロトクラシー」

本章では、政治的共同体の構成員の持つ影響力 (influence) の観点から、デモクラシー、ロトクラシー (lottocracy)、エピストクラシー (epistocracy) について、定義と整理を行った。その結果、デモクラシーは平等な正の影響力の機会を、ロトクラシーは平等な零の影響力を、エピストクラシーは不平等な影響力の機会を配分する政治体制であると定義された。また、こうした影響力の内実についても区別を設け、デモクラシーが個々の有権者に与える影響力とは、選挙結果を左右するような決定的な影響力ではなく、選挙結果に僅かに影響を及ぼすに過ぎない寄与的な影響力であることも確認した。加えて、こうした影響力 (influence) と、政治的結果と有権者の選好の関係である一致 (correspondence) を区別する必要があることも指摘した。こうした定義を踏まえたうえで、政治的意志決定へ平等ではあるがほんの僅かな影響しか与えないデモクラシーが、どのような理由から正当化されるのかという問題設定を行った。

### 第2章「デモクラシーの認識的価値」

本章では、道具主義的観点からデモクラシーの擁護を企図する認識的デモクラシー (epistemic democracy) について、検討を行った。とりわけ、本章では、集計の奇跡、コンドルセの陪審定理、「多様性が能力に勝る定理」という3つの議論を取り上げ、これらの議

論がデモクラシーの正当化に対して持つポテンシャルについて検証した。集計の奇跡とは、誤りがランダムに生じるという想定が成立する場合、誤りが相殺し合うことで、多数決の結果、常に正しい結果が生じることを明らかにした理論である。集計の奇跡については、過ちがランダムに生じるという想定が非現実的であり、行動経済学等で繰り返し指摘されている体系的なバイアスの存在を考慮すれば、説得力に欠ける議論であることが判明した。コンドルセの陪審定理は、有権者に一定の能力が確保されていれば、大数の法則に従い、有権者の数が増えるほどデモクラシーは正しい判断に近づくと主張する認識的デモクラシー論である。コンドルセの陪審定理については、古典的な定理ながらある程度有望な理論であることが確認された。「多様性が能力に勝る定理」は、ヒューリスティックや観点等の「認知的多様性 (cognitive diversity)」に着目する認識的デモクラシー論である。「多様性が能力に勝る定理」の問題点としては、ヒューリスティック間の負の相関性等の想定が、現実には成立するかどうか極めて疑わしい点が指摘された。以上で確認したように、それぞれの理論の有望性については濃淡が存在するものの、現今の社会で広く観察される政治的無知や合理的不合理性の深刻さを考慮するならば、すべての認識的デモクラシー論で前提とされている有権者の有能性がそもそも疑わしく、やはりデモクラシーの正当化方法として有望なのは非道具主義的正当化であると主張した。

### 第3章「権威、正統性、正義」

第3章では、国家権力の内実と服従義務の正当化について、主に政治責務論 (political obligation) の文脈に即して検討をおこなった。まず混乱を招きがちな正統性と権威という言葉について、ホーフエルド図式に従った定義を与え、権威 (authority) や正統性 (legitimacy)、正当性 (justification) の意味について明晰化を施した。その次に、政治的責務が持つとされる特徴として、一般性、包括性、内容独立性、個別性の4条件を同定した。こうした作業を踏まえたうえで、これまでの政治的責務論における主要な立場である同意やフェアプレイ、正義の自然的責務論が、こうした特徴を持つ政治的責務の正当化に成功しているかどうかを検証した。結果として、いずれの議論も政治的責務の正当化に失敗していることが判明した。とりわけ、一部の同意論やフェアプレイ論が依拠する政治的自然的責務論が、政治的責務の基本的4条件をほとんど満たすことができない議論であることが判明した。最後に、正義の自然的責務の一種と考えられる傾向があったデモクラシーを検討の対象とした。その結果、政治的責務の4条件の内、一般性、包括性、個別性の3条件までデモクラシーは満たすことが可能であると判明した。しかし、最後の条件である個別性については、デモクラシーの非道具主義的な正当化根拠が明らかになって初めて解決される問題として、第7章にその解決が持ち越された。

### 第4章「支配なき統治」

本章では、フィリップ・ペティットを中心とする共和主義的自由論 (republican freedom)

に依拠したデモクラシーの非道具主義的正当化論を取り上げた。まず本論は、デモクラシーを正当化する非道具主義的な理由として、共和主義的自由が機能するためには、共和主義的自由は少なくとも消極的自由に還元されない独自の自由構想である必要があることを指摘した。なぜなら、消極的自由はデモクラシーとの間に道具主義的なつながりしか持たないからである。この観点から、両自由論の違いとして様々な観点——干渉の蓋然性や迎合に基づく批判、行為選択肢と地位の保障の違い——を検討した結果、干渉の可能性への着目が共和主義的自由の独自要素として浮上した。しかし、干渉の可能性が自由を侵害すると考えた場合、社会生活を送る以上、自由な行為の余地が無くなってしまいかねない。これが共和主義的自由に突き付けられた「不可能性批判」である。共和主義側も、干渉の条件を厳しくする、あるいは、参照する可能世界の範囲を絞ることで「不可能性批判」に応答するものの、いずれの反論も奏功していなかった。別の方面からの応答として、恣意性テーゼを持ち出す方針についても検討したものの、自由概念の道德化という別種の問題を抱えることが判明した。最後に、恣意性が自由に還元できない独自の価値を持ち、恣意性を免れた政治的意志決定はデモクラシーのみであるという主張の成否について検討した。しかし、いずれの恣意性解釈——利益の反映、外部からの実効的制約、コントロール可能性、裁量——を採用したとしても、エピストクラシーを排除しつつ、デモクラシーのみが恣意性を免れていると示すことはできなかった。

## 第5章「不同意、公共的平等、適格受容可能性」

本章では、現代社会を特徴づける善の構想や正義原理に関する多元性や不同意に関係する仕方で、デモクラシーを非道具主義的に擁護する諸理論を検討の対象とした。まず、各人の正義についての信念への尊敬を根拠とする議論については、この平等な尊敬原理では、デモクラシーのような具体的な制度構想を正当化するための規範的・経験的根拠が不足していることを指摘した。次に、ピーター・シンガーが提唱した、デモクラシーを一種の妥協の装置として正当化する「妥協としての公正」論について検討した。その結果、この議論は1章で区別した影響力と一致の問題の混同を犯しており、デモクラシーのみを正当化する根拠になりえないことを明らかにした。次に、現代の哲学的なデモクラシー論を牽引してきた1人であるトマス・クリスティアーノによる公共的平等に基づくデモクラシー正当化論を扱った。しかし、本論の検討を通じて、この議論が実体としてデモクラシーの道具主義的な正当化論にとどまっており、非道具主義的な正当化論として失敗していることが明らかとなった。最後に、様々な属性を持った市民に対する公共的正当化の観点から、デモクラシーを擁護することを目指す、デヴィッド・エストランドによる適格受容可能性を検討の俎上に上げた。しかし、エストランドの適格受容可能性も、ロトクラシーの要素を取り入れたエピストクラシーの可能性を考慮しておらず、こうしたエピストクラシーを排除しつつ、デモクラシーを正当化することに失敗していることを確認した。また、第5章の補論では、しばしばデモクラシーの正当化根拠として持ち出されることがある、集合的自己決定について検討を

行った。グローバル・ジャスティスの分野で大きな功績がある、アンナ・スティルツの議論を参照しつつ、集合的自己決定の価値も、デモクラシーのみを正当化する論拠ではないことが示された。

## 第6章「関係的平等主義とデモクラシー」

本章では、平等の眼目を市民間の対等な関係性に樹立に置く関係的平等主義が、デモクラシーの非道具主義的な正当化に成功しているかどうかを確認した。この作業を行うために、関係的平等主義に立ちつつデモクラシーを正当化する試みを行っている、ニコ・コロドニーとダニエル・ヴィーホフの議論を整理して本論の議論に援用した。コロドニーの場合は「平等」、ヴィーホフの場合は「非従属」と微妙に視点のズレが存在するものの、関係的平等主義に立てば、エピストクラシーを退けつつ、デモクラシーを擁護することが可能であると判明した。とりわけ、関係的平等主義に訴える利点として、前章のエストランドの議論では困難であった、ロトクラシーの要素が混在したエピストクラシーを退けることが可能であると判明した。ただ、関係的平等主義に訴えてデモクラシーを正当化する場合には、デモクラシーと同時にロトクラシーも正当化されると指摘し、デモクラシーの支持者は「なぜロトクラシーではないのか」という問いに答える必要が存在すると主張した。

## 第7章「デモクラシーとデモス問題」

第7章では、一般にデモクラシー理論が抱える難問であるところのデモス問題について扱った。デモス問題とは、デモクラシーに参加する権利をもつ市民の範囲を特定する際に発生する問題である。この問題に対する応答として全被影響者原理 (all affected principle) と全被服従者原理 (all subjected principle) という2つの原理が提唱されている。全被影響者原理とは、政治的決定から影響を被る全ての存在に政治的決定への参加資格を付与せよと命じる原理である。一方、全被服従者原理とは、政治的決定に服する全ての存在に政治的決定への参加資格を付与せよと命じる原理である。デモス問題への解答としてこれまでこの2つの原理が多く支持者を集めてきたものの、本章の検討の結果、これらの諸原理は、デモスの範囲を不当に拡張してしまう過剰包摂の過ちに陥っている点で、デモス問題の解決に失敗していることが判明した。こうした失敗を踏まえたうえで、本論は、トマス・クリステイアーノによる共通世界論を援用することで、こうしたデモス問題に対応することが可能であると主張した。実際、本章の検討の結果、過剰包摂の問題を回避している点で、デモス問題に対する応答としては、共通世界論に基づく関係的平等主義の方が全被影響者原理や全被服従者原理よりも優れていることが明らかとなった。また、共通世界論に基づけば、第3章で言及していた個別性問題に応答することも可能となり、デモクラシーが政治的責務の源泉となり得ることも示された。

## 第8章「抽選、選挙、平等」

第 8 章では、関係的平等主義からロトクラシーも正当化されるという本論の主張を擁護するため、デモクラシー支持者からロトクラシーへ加えられた批判を取りあげた。本章では、1 章から前提としてきた、政治的決定への影響力を投票権の側面に限定する制約を取り払い、被選挙権についても考慮に入れたうえで、デモクラシーとロトクラシーの比較を行った。公職者として選出される側面については、デモクラシー支持者からの批判は説得力に欠けていた。しかし、公職者を選出する側面については、ロトクラシーに欠如している自律や行為者性の要素を正しく指摘する「自律に基づく批判」がある程度説得力を持つことを確認した。この「自律に基づく批判」に対して、本論は道具主義者の知見を援用しつつ反論を行った。投票によって実現される自律や行為者性の要素は他者に対する権力行使を含むため、適切な条件の下で行われる必要がある。しかし、デモクラシーの下では、こうした条件が満たされていないため、自律や行為者性が保障されていることは、ロトクラシーに対するデモクラシーの優位性の証明にはならないのである。こうした議論によって、関係的平等主義によって、デモクラシーだけではなく、ロトクラシーも正当化されるという本論の主張がより説得的な裏付けを得ることとなった。

## 結論

最後に結論部では、全体の内容をまとめたうえで、本論が持つ意義について 3 点確認を行った。まず 1 つ目として、自律や自己決定の価値に訴えかけず、徹底して平等に基礎づけられる政治体制としてデモクラシーを描いている点に、本論の独自性がある。次に 2 つ目として、デモクラシーと関連の深い諸問題についても考察を加えることで、関係的平等主義がデモクラシーの基底的価値であることを包括的に擁護している点である。こうした特徴は、政治的責務やデモス問題との関連を意識しつつデモクラシーの正当化について論じている点に明瞭に表れている。最後に 3 つ目として、デモクラシーの正当化から出発しつつも、デモクラシーとは異なる新しい政治体制への示唆を含んでいる点である。本論の結論によれば、デモクラシーの非道具主義的な擁護を行う者は、同時にロトクラシーへのコミットメントを持たざるを得ないのである。